

# 第28回 岐阜県サミット

## 意見書

平成28年5月16日

軽減税率制度を巡る議論について

[国政を考える委員会]

※ 当意見書は平成27年10月15日に発表されたものである。

一般社団法人 岐阜県経済同友会



## 序

税制の3つの原則 — シンプル・公平・中立 — のどれに力点を置くかは時代により異なる。

わが国の財政は危機的な状況にあり、増え続ける社会保障費を賄うため、今後も消費税の段階的な引き上げについて国民に理解を求めざるを得ない。こうした時代にあっては、制度がシンプルであることを重視して税制を構築する必要がある。

課税は個人や企業の経済活動に大きな影響を及ぼす。為政者は国民や企業にとってベストな税制を提案する責務がある。

## 軽減税率制度

■ 我々は軽減税率制度の導入に反対する。主な理由は次の通り。

- ① 税はシンプル、公平であるべきである
- ② 適用品目と非適用品目の線引きが困難である
- ③ 事業者の事務負担が増える
- ④ 財政再建や社会保障の充実が喫緊の課題である
- ⑤ 標準税率を高く設定せざるを得なくなる
- ⑥ 低所得者には他の方法による対応が可能である

■ 最も重視する理由は、税はシンプル、公平であるべきとする原則である (①)。単一税率でシンプルであれば、適用品目の線引きや事業者の事務など新たな社会的コストの発生を抑えることができる (②、③)。

■ 公平さは広い視野で判断する必要がある。当制度を導入すると、かえって高所得者に恩恵を与えることになる。加えて、公平さは、莫大な債務を抱える中にあっては、現在の納税者間の公平だけでなく「世代間の公平」としても捉える必要がある。

■ 当制度の導入には財源が必要だが、財政再建が待ったなしの中で多くの財源を捻出するのはむずかしい (④)。導入すれば税収減を招き、やがてその分だけ標準税率を高く設定せざるを得なくなる (⑤)。将来の納税者にツケを回し続けるのは止め、「世代間の公平」に眼を向けるべきである。

■ 後に述べる通り、低所得者への配慮は他の方法で対応できる(⑥)。消費税の一部を還付して低所得者への配慮を図る財務省案は、国民や事業者にとって煩雑で負担が重過ぎる。特に過疎地で小売店を営む高齢の事業主にとっては、対応が困難で経営基盤を揺るがしかねない。

■ 導入を是とする立場からは、根拠として世論調査で8割の国民が賛成していることを挙げるが、設問方式によっては正確な国民の意思が反映されないため、これをもって直ちに「国民の理解」があると捉えるのは適切ではない。

■ いったん導入すれば取り止めるのは政治的に不可能に近い。国民はできることなら税負担は軽い方がよいと考える。しかし、国民への安易な迎合政策は厳に慎むべきである。

■ それにしても、与党の協議が混迷しながらも現在まで続いているのは、導入が先の衆議院選挙の公約だったからである。公約がそれほど重い存在ならば、議員定数削減についても早急に結論を得てほしいと考えるのは、多くの国民の願うところではないだろうか。

## 我々の考え方 — 低所得者への配慮は社会保障政策で —

■ 低所得者への配慮をどう実現するか。その手段を大きく分類すれば次の通りである。

- ① 軽減税率制度 [財務省案を含む]
- ② 給付付き税額控除
- ③ 社会保障政策による給付 [「簡易な給付措置」を含む]

■ ①については既に反対の立場を示した。所得税を用いて消費税の「逆進性」を緩和する②は、主に欧米諸国で行われており、有識者や専門家からわが国での導入を求める声が多い。③は消費税率が8%に引き上げられたのを受け、「簡易な給付措置」として現在実施されている。

■ 3つの相違点は、①が低所得者への配慮を消費税の枠組みの中で解決しようとするのに対して、②は広く税制全体に眼を向けて低所得者への配慮を試みる。③はさらに視点を広げ、税制から踏み出して社会保障制度の中で低所得者への配慮を実現しようとする。

■ ②は将来、有効な手段になるかもしれない。しかし、現時点においてこのシステムをどれだけの国民が理解しているのかは極めて不透明である。税制はたとえテクニカルな部

分では優れていても、それが主権者たる国民の社会感覚と遊離しては成立しない。

■ 我々は単一税率を維持したうえで、②よりも③の社会保障給付により低所得者への配慮を実現すべきであると考え。税制と切り離して実施することで、税制のシンプルさを確保できる。また、低所得者への配慮を社会保障政策で解決する考え方は、国民に違和感なく受け入れられる。

■ 具体的には、現在実施されている「臨時福祉給付金」（「簡易な給付措置」）と「子育て世帯臨時特例給付金」の「2つの給付金」を柱に、真に必要なところへ必要な分だけ給付する“低所得者総合対応制度”を構築して対処する。

■ 当制度は臨時的なものではなく、消費税率が今後段階的に引き上げられた場合の低所得者救済の受け皿として長期にわたり機能するように制度設計する。たとえば、給付対象者、給付額など支給要件は税率引き上げごとに見直すことや、マイナンバー制度を活用して支給要件を国民が納得できる合理的なものにしていくことも盛り込む。

■ 消費税率が10%に引き上げられる2017年4月からスタートさせる。引き上げと同時に機能させ、低所得者への配慮を速やかに実施するといった政治的メッセージを国民に送る。

■ 財源は、社会保障政策の一環として実施されることから消費税収入から捻出する。規模は、財政再建を重視する財務省案が、国民への還付総額として想定する5千億円程度とする。

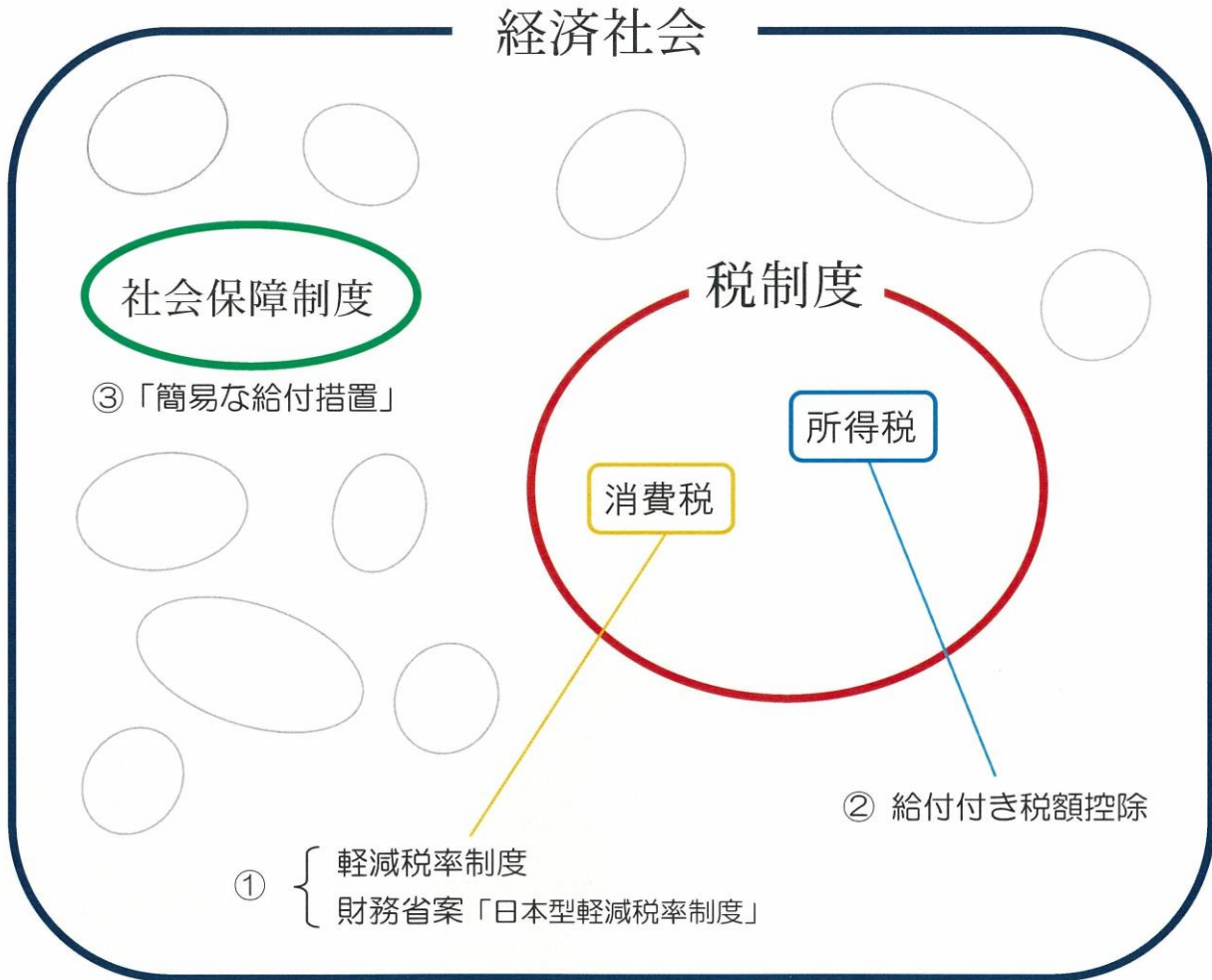
■ 給付方法は、現在「2つの給付金」で実施されている方式を基本とする。窓口である市町村にはノウハウが蓄積されており、社会的コストが低くすむ。また、税率引き上げと同時に給付することが可能となる。

■ <過ちを改めざる、これを過ちという>。公約は確かに重いが、真摯に議論を重ねて答えが見つからなければ、視点を改める勇気が必要である。最も大切なのは消費税率引き上げ時にどう低所得者を救済していくか、という点である。軽減税率制度導入はその手段の一つに過ぎない。与党には手段にこだわる余り目的を見失うことのないよう合理的かつ現実的な議論を求める。併せて、政府から与党間の議論が進展するよう有効な政策が提案されることを期待する。

以 上



〔 低所得者への配慮をどう実現するか  
（消費税の「逆進性」をどう緩和するか） 〕



■ 給付付き税額控除

● 低所得者に所得税の税額控除を与え、税額が控除額に満たない者には給付による対応が可能な制度（消費税率の引き上げに伴う低所得者への配慮を目的に導入する場合、所得税を用いて消費税の逆進性を緩和する）。

● 欧米諸国では、勤労支援、子育て支援等のためにも導入されている。

【例】「給付付き税額控除」15万円

所得税 30万円  
納税額 15万円

所得税 15万円  
納税額 0円

所得税 10万円  
給付額 5万円

※

※ 現在の控除制度の考え方では、5万円は切り捨て。

確認しや!  
2つの給付金。

## 制度概要



### 所得の低い方々への影響を緩和します。

- 臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。
- 具体的には、支給要件を満たす方に、平成27年度中に、対象者1人につき6,000円を支給します。
- 臨時福祉給付金の申請受付期間や申請方法は、各市町村によって異なります。詳細は、各市町村からの広報などをご確認ください。  
(各市町村の申請受付期間や問合せ先は、このホームページの各市町村の受付情報でも、確認することができます。)

## 臨時福祉給付金

支給対象者

### 住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき6千円



## 制度概要



### 子育て世帯の負担を緩和します。

- 平成26年4月からの消費税率の引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として実施します。
- 平成27年度中に、対象児童1人につき3,000円を支給します。
- 子育て世帯臨時特例給付金の申請受付期間や申請方法は、各市町村によって異なります。詳細は、各市町村からの広報などをご確認ください。  
(各市町村の申請受付期間や問合せ先は、このホームページの各市町村の受付情報でも、確認することができます。)

## 子育て世帯 臨時特例給付金

支給対象者

### 児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方は除く

子ども1人につき3千円





# 活 動 経 過

## ■ 第1回委員会

- ・日 時 平成27年6月22日（月） 15:00～17:00
- ・場 所 岐阜グランドホテル ・出席者 筆頭代表幹事、委員18名
- ・テーマ 「軽減税率制度の導入は必要か」

## ■ 第2回委員会

- ・日 時 平成27年7月31日（金） 15:00～17:00
- ・場 所 岐阜グランドホテル ・出席者 筆頭代表幹事、委員19名
- ・ゲスト 渡辺猛之 参議院議員、大野泰正 参議院議員
- ・テーマ 「軽減税率制度導入をめぐる現在の与党間協議の動向」など

## → 公明党との意見交換会

- ・日 時 平成27年9月13日（日） 14:00～16:00
- ・場 所 岐阜グランドホテル ・出席者 公明党所属議員、委員11名
- ・テーマ 「公明党の軽減税率制度に対する考え方」

## ■ 第3回委員会

- ・日 時 平成27年10月13日（火） 14:00～16:00
- ・場 所 岐阜グランドホテル ・出席者 筆頭代表幹事、委員14名
- ・テーマ 「意見書の内容」

## → 意見書発表（記者会見）

- ・日 時 平成27年10月15日（木） 14:00～14:45
- ・場 所 岐阜商工会議所 ・出席者 筆頭代表幹事、正副委員長

## → 麻生太郎 副総理・財務大臣との面談

- ・日 時 平成27年11月5日（木） 14:00～14:20
- ・場 所 財務省
- ・出席者 筆頭代表幹事、正副委員長

[このほか、正副委員長会議を随時開催]

以 上

# 委員名簿

[平成27年10月現在／五十音順]

## 委員長

辻 雅 文 (株)インフォフォーム 代表取締役副社長

## 副委員長

小 川 優 二 協同印刷(株) 代表取締役

## 委員

大 澤 章 人 (株)小島製作所 代表取締役

大 澤 泰 一 (-財)地域総合研究所 理事長

大 野 春 光 (株)大野春堂 代表取締役

大 橋 和 彦 (株)岐阜グランドホテル 代表取締役社長

大 平 満 (株)エルフラット 代表取締役社長

岡 崎 拓 (株)偕拓堂ギャラリー 代表取締役

笠 原 孝 一 笠原鋼鉄(株) 代表取締役

鍛 冶 谷 光 郎 厚見建設工業(株) 代表取締役

小 島 康 史 名古屋鉄道(株)西部支配人室 西部支配人

小 西 輝 幸 (株)小西砕石工業所 代表取締役社長

澤 田 伸 彦 (株)岐阜ベルト 代表取締役社長

嶋 崎 吉 弘 嶋崎公認会計士事務所 代表

鈴 木 栄 嗣 大建都市開発(株) 代表取締役

橘 谷 美 則 日本電気(株)岐阜支店 支店長

廣 田 梅 香 大進精工(株) 代表取締役社長

藤 吉 友 子 (株)藤吉保険事務所 代表取締役社長

武 藤 正 幸 パブリックシステム(株) 代表取締役

森 川 英 憲 大日本土木(株) 顧問

吉 川 富 造 吉川富造事務所 所長

以 上





一般社団法人 **岐阜県経済同友会**

事務局 〒500-8727

岐阜市神田町2丁目2番地  
(岐阜商工会議所ビル5階)

TEL (058)264-4936 FAX(058)264-4951  
info@gifu-doyukai.com  
<http://www.gifu-doyukai.com/>

---